

館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例 概要

奨励措置 (第3条)

1 立地奨励金(第5条)

2 雇用促進奨励金(第6条)

- 新設・増設した分にかかる固定資産税・都市計画税の収納額を限度とし、不均一課税後の額を交付
- 交付期間:操業を開始した日の翌年の4月1日から3年間
- 新設・又は増設した事業所に操業開始日の1年前から操業開始日まで雇用した新規常用雇用者のうち、操業開始日から一年を経過した日において引き続き雇用している新規常用雇用者
- 10万円×200人分まで 操業開始の日から1年経過後1回限り

■対象企業(第4条)

次のすべてに該当

- ①投下固定資産総額 1億円以上
(増設の場合は5千万円以上)
- ②新規常用雇用者数 5人以上
(増設の場合は問わない)

*①について中小企業の場合は5千万円以上。増設の場合は2千万円以上)
*②について中小企業の場合は2人以上。増設の場合は問わない。
*新規常用雇用者:操業開始までに常用雇用された本市に住民登録のある市内居住者

■対象業種(規則)

※日本標準産業分類による

- ①製造業
大分類E
- ②観光・宿泊業
・観光業:スポーツ施設提供業、テーマパーク、遊漁船、動物園、植物園、水族館等
・宿泊業:小分類751旅館、ホテル
- ③情報サービス業
中分類39情報サービス業、細分類9299コールセンター

- 【新設】・市内に事業所を有しない企業が新たに事業所を設置
・市内に事業所を有する企業が
既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置
・廃業の状態(規則に定める)にあった事業所において再び事業を開始
- 【増設】・市内に事業所を有する企業が
事業拡大のため既存の事業所の施設等を拡張すること
・現に行っている事業と同一の事業所を新たに市内に設置する場合

交付対象企業となるため
指定を受けようとする
対象企業

■指定申請(第4条)
市長に申請

操業開始予定日の30日前

審査
&
指定

指定を受けた
対象企業

■交付申請(規則)
立地奨励金
雇用促進奨励金

■10年以内の操業停止
操業開始の日から10年以内
にその事業を休止又は廃止し
たとき

■指定の取り消し・奨励措
置を停止⇒奨励金の返還
(第8条)